

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件名	国立競技場フィールド上ロゴマークの除去等作業業務
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	特別契約（特命随意契約）
内 容	
【目的】 国立競技場のフィールド上に描かれている東京2020大会ロゴマーク「ファイブリングス」「スリーアギトス」について、WAから、大会会場としての独占使用期間中に、オリンピック・パラリンピックロゴを削除するよう通知を受けた。 本業務は、商業的にクリーンな会場を提供するため、高温高圧洗浄作業及びトップコート塗装によりロゴマークを除去し、また、本大会の終了後にはロゴマーク原状回復作業を行うことを目的とする。 【主な業務内容】 ○ロゴマーク全面への高温高圧洗浄除去等作業 ○ロゴマーク原状回復作業 【契約期間】 契約確定の日の翌日から令和7年10月31日まで	
契約方法が競争入札以外の場合の理由	
○ロゴマークの除去及び原状回復にあたっては、トラックの品質を維持し大会後の使用に支障が生じないよう、会場所有者及び施設運営事業者から、国立競技場のトラック素材を製造する企業の国内総代理店が指定されている。	
契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	業務室業務開発部業務開発課 FA : Brand / Rights Protection

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	国立競技場フィールド上ロゴマークの除去等作業業務
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営におけるロゴマークの除去等に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。	

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件名	東京 2025 世界陸上マラソンコースへの 街路灯フラッグ掲出業務委託（銀座通り）
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	特別契約（特命随意契約）
内 容	
【目的】 大会において、マラソンコース上に街路灯フラッグを掲出し、街中を装飾することにより、本大会の気運醸成とともに、世界に誇る江戸文化の魅力を国内外に発信することを目的とする。 【主な業務内容】 掲出場所：銀座通り（銀座1丁目～8丁目） 掲出枚数：90枚 ○フラッグ掲出に必要な資料作成・情報提供 ○掲出に必要な調整、手続きの実施 ○フラッグの作成及び掲出・撤去 ○商店街との調整 【契約期間】 契約確定の日の翌日から令和7年10月31日まで	
契約方法が競争入札以外の場合の理由	
○銀座通りは一般社団法人銀座通連合会にて運営されているが、フラッグの掲出業務については、一般社団法人銀座通連合会が指定代理店を認定している。	
契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	業務室広報・メディア部広報・メディア課 FA：PR & Promotion Campaigns

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	東京 2025 世界陸上マラソンコースへの街路灯フラッグ掲出業務委託（銀座通り）
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における街路灯フラッグの掲出に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が 適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。	

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件名	東京 2025 世界陸上マラソンコースへの 街路灯フラッグ掲出業務委託（日本橋中央通り）
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	特別契約（特命随意契約）
内 容	
【目的】 大会において、マラソンコース上に街路灯フラッグを掲出し、街中を装飾することにより、本大会の気運醸成とともに、世界に誇る江戸文化の魅力を国内外に発信することを目的とする。 【主な業務内容】 掲出場所：日本橋中央通り（室町4丁目～京橋3丁目） 掲出枚数：120枚 ○フラッグ掲出に必要な資料作成・情報提供 ○掲出に必要な調整、手続きの実施 ○フラッグの作成及び掲出・撤去 ○商店街との調整 【契約期間】 契約確定の日の翌日から令和7年10月31日まで	
契約方法が競争入札以外の場合の理由	
○日本橋中央通りは東京中央大通会及び室町大通会にて運営されているが、フラッグの掲出業務については、東京中央大通会及び室町大通会が指定代理店を認定している。	
契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	業務室広報・メディア部広報・メディア課 FA：PR & Promotion Campaigns

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	東京 2025 世界陸上マラソンコースへの街路灯フラッグ掲出業務委託（日本橋中央通り）
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における街路灯フラッグの掲出に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。	

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件名	東京 2025 世界陸上マラソンコースへの 街路灯フラッグ掲出業務委託（秋葉原中央通り）
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	特別契約（特命随意契約）
内 容	
【目的】 大会において、マラソンコース上に街路灯フラッグを掲出し、街中を装飾することにより、本大会の気運醸成とともに、世界に誇る江戸文化の魅力を国内外に発信することを目的とする。 【主な業務内容】 掲出場所：秋葉原電気街／中央通り （万世橋交差点～神田明神通り交差点） 掲出枚数：18枚 ○フラッグ掲出に必要な資料作成・情報提供 ○掲出に必要な調整、手続きの実施 ○フラッグの作成及び掲出・撤去 ○商店街との調整 【契約期間】 契約確定の日の翌日から令和7年10月31日まで	
契約方法が競争入札以外の場合の理由	
○秋葉原中央通りは秋葉原電気街振興会にて運営されているが、フラッグの掲出業務については、秋葉原電気街振興会が指定代理店を認定している。	
契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	業務室広報・メディア部広報・メディア課 FA：PR & Promotion Campaigns

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	東京 2025 世界陸上マラソンコースへの街路灯フラッグ掲出業務委託（秋葉原中央通り）
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものである こと	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行わ れていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における街路灯フラッグの掲出に係る事業であ り、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が 適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が 妥当であることを確認した。	

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件 名	東京2025世界陸上競技選手権大会に係る 興行中止保険契約
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	特別契約（特命随意契約）
内 容	
【目的】 大会の開催準備及び開催期間中における本大会の全部又は一部の解約、延期、放棄に起因・関連する損失、損害等の費用に係る危険を補償する興行中止保険に加入する。 【契約期間】 保険契約締結日から令和7年9月21日まで	
契約方法が競争入札以外の場合の理由	
○大規模国際スポーツ大会の興行中止保険では、単独の保険会社による引受ではなく再保険の手配を要することから、まず公募により幹事会社を選定し、選定された幹事会社が再保険手配を含め保険内容を設計・提案する方式により調達を行う旨、財団理事会にて決議した。 ○幹事会社選定時に財団と幹事会社間で締結した協定において、審査委員会及び理事会の承認を条件として、財団は幹事会社から提案された保険に加入する旨が定められている。	
契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	総務企画室総務部総務課 (FA : Legal & Business Affairs)

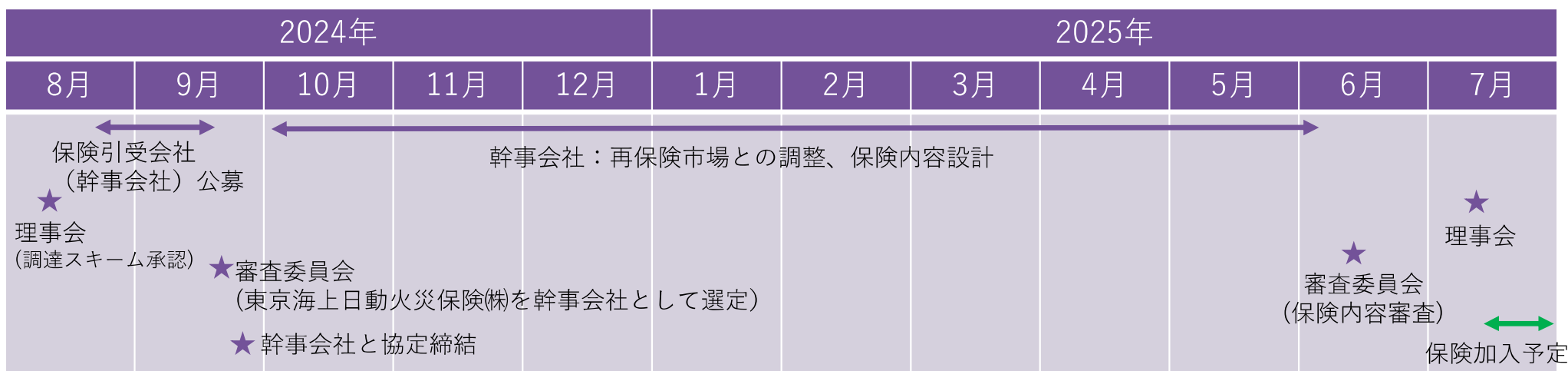
財団理事会（2025年7月16日）資料



第16回理事会(2024.8) 決議内容

- 興行中止保険とは、大会の全部又は一部の解約等に起因する損失、損害等の費用に係る危険を補償する保険。
- EOA第13.7条に基づき、財団は興行中止保険に加入する。
- 大規模国際スポーツ大会の興行中止保険では、単独の保険会社による引受ではなく再保険の手配を必要とする。
- 限られた再保険市場にて混乱なく手配する必要性を踏まえ、まずは保険引受会社を公募により選定し、同社が再保険の手配を含め保険内容(保険金額、保険料、補償範囲等)を設計・提案する方式で調達する。
- 選定された保険引受会社と協定を締結した後、同社が提案した保険内容について、審査委員会の審査及び理事会承認を受けたのち保険へ加入する（保険引受会社との特別契約を締結）。

経緯・契約までの流れ



審査委員会の審査結果

6月18日(水)に審査委員会を実施し、東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上」とする。）により提案された保険内容について、妥当である旨の回答を得た。

■ 審査委員（五十音順、敬称略）

川瀬 航司	公益財団法人東京2025世界陸上財団 事務次長
西阪 昇	関西外国語大学外国語学部教授
細田 浩史	弁護士 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー

契約予定内容

2024年9月20日付けで東京海上と締結した「興行中止保険に関する設計と組成の一括発注についての幹事会社選定に関する協定書」第3条に基づき、審査委員会及び理事会の承認を条件として、財団は東京海上により提案された以下の保険に加入する。

- 補償する損害 大会の中止・中断不再開・延期に伴うチケット代金の返金により生じた損害等を補償
- 保険期間 保険契約締結日 ～ 2025年9月21日
- 予定保険料 約374百万円
- 引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	東京2025世界陸上競技選手権大会に係る興行中止保険契約
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における興行中止保険への加入に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が 適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。	

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共		通	
件名	東京2025世界陸上競技選手権大会における 宿泊関連業務等委託	契 約 変 更	
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団	○令和6年6月7日付で契約締結 契約者：近畿日本ツーリスト株式会社 現契約金額（概算）：114百万円（税込） 【理由】 ○借用諸室の確定やWA・宿泊施設との関係者協議より、業務内容や数量等に変更が生じたため、契約変更を行う。 変更後契約額（概算）：135百万円（税込） 増額金額（概算）：20百万円 【主な変更点】 ○チームホテルの全体管理や案内誘導等に伴う人員を増加 ○WAホテルの全体管理や案内誘導等に伴う人員を増加	
契約方法	スポンサー供給優先権に基づく特別契約 （特命随意契約）		
内 容			
【目的】 宿泊関連業務を円滑かつ効率的に実施するため、大会関係者（選手、WA関係、審判員、メディア等）が必要とする宿泊施設の確保や予約受付、宿泊料の徴収・精算などの業務を委託する。 【主な業務内容】 ○計画・準備業務 宿泊施設の確保、予約受付、宿泊料の徴収、食事提供の調整など ○運営業務 大会期間中等の宿泊本部、インフォメーションデスク及びファイナンスデスクの運営 ○大会後業務 利用実績に基づき、大会関係者や宿泊施設との間で宿泊料等を精算 【契約期間】 契約締結日から令和7年12月19日まで			
所管部署		業務室宿泊輸送部宿泊輸送課 FA：Accommodation	

契約・調達案件 個別確認表（契約変更）

案件名	東京2025世界陸上競技選手権大会における宿泊関連業務等委託
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備 考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	● 本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	● 本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における宿泊に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ● 運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	● 業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ● 業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ● 成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	● 大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	● 定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	● 契約変更が妥当であることを、原契約との同一性の確保、新規発注による弊害及び経済性の比較の観点から検証を行い、確認した。	

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件名	東京2025世界陸上競技選手権大会における 輸送等業務委託
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	スポンサー供給優先権に基づく特別契約 (特命随意契約)
内 容	
【目的】 大会における輸送や出入国を円滑かつ効率的に実施するため、大会関係者（選手、WA関係者、メディア等）への車両の運行・管理、各会場や空港での案内誘導、ビザ申請の書類作成・送付などの業務を委託する。 【主な業務内容】 ○輸送業務 輸送実施計画の作成、バス・備品の調達、車両の運行・管理、輸送デスクの運営など ○出入国業務 運営マニュアルの作成、スタッフ確保・備品調達、ウェルカムデスクの運営など ○ビザ業務 ビザ申請マニュアル（日・英版）の校正、ビザ申請書類の作成・送付、問合せ対応など 【契約期間】 契約締結日から2025年12月19日まで	
契 約 変 更	
○令和6年12月5日付で契約締結 契約者：近畿日本ツーリスト株式会社 現契約金額（概算）：509百万円（税込） 【理由】 ○本業務の発注後に、WAや各施設管理者等との協議により、業務内容や数量等に変更が生じたため、契約変更を行う。 変更後契約額（概算）：680百万円（税込） 増額金額（概算）：171百万円 【主な変更点】 ○大型バス等の増加 ○輸送・出入国スタッフの増員 ○交通誘導員の増員	
所管部署	
業務室宿泊輸送部宿泊輸送課 FA: Transport, Arrivals & Departures, Visas	

契約・調達案件 個別確認表（契約変更）

案件名	東京2025世界陸上競技選手権大会における輸送等業務委託
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備 考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものである こと	● 本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	● 本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における輸送等に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ● 運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が 適切なものであること	● 業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ● 業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ● 成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	● 大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	● 定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものである こと	● 東京の価値向上に資する大会開催に向け、必要な環境整備を行う経費であることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	● 契約変更が妥当であることを、原契約との同一性の確保、新規発注による弊害及び経済性の比較の観点から検証を行い、確認した。	

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通		契 約 変 更	
件名	仮設構築物等整備業務		
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団		
契約方法	競争入札（希望制指名競争入札）		
内 容			
【目的】 仮設構築物等におけるIBC/HBCの建設や各種電気設備の整備等を委託する。 大会開催前までの限られた期間の中で、実施設計及び施工等を実施する十分な期間を確保するため、民間企業の優れた技術を活用し、効率的かつ合理的な設計・施工の実施、工事品質の一層の向上が期待できる「設計・施工一括発注方式（DB方式）」を採用する。 【主な業務内容】 ○実施設計業務 要求水準に規定した仕様及び性能等を満たし、かつ競技大会の開催に必要な各要件を満たした設計図書の作成 ○工事施工業務 HBC・IBC工事、プラットフォーム工事、内装改修工事、その他建築工事、電気設備工事 【契約期間】 契約締結日から令和8年1月30日まで		○令和6年8月2日付で契約締結 契約者：株式会社電通ライブ 現契約金額：1,260百万（税込） 【理由】 ○本業務の発注後、WAの現地視察等により電源供給方式の変更を行い、仮設発電機を設置することとなった。また、大会開催に不可欠な放送や計測等に必要な電源について、WAからの要件提示を元に詳細設計を行い、数量等が確定したため変更を行う。 変更後契約額（概算）：2,305百万円（税込） 増額金額（概算）：1,045百万円 【主な変更点】 ○世界陸上の魅力を世界に発信できる環境を整備 ○大会に必要な電源の供給	
所管部署		業務室会場調整部会場整備課 FA：Infrastructure、Overlay	

契約・調達案件 個別確認表（契約変更）

案件名	仮設構築物等整備業務
契約方式	競争入札（希望制指名競争入札）

確認の視点	確認内容	備 考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものである こと	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における仮設構築物等整備に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が 適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものである こと	●東京の価値向上に資する大会開催に向け、必要な環境整備を行う経費であることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●契約変更が妥当であることを、原契約との同一性の確保、新規発注による弊害及び経済性の比較の観点から検証を行い、確認した。	